

宮崎県総合文化公園「キッチンカー（移動販売車）」

出店事業者募集要綱

指定管理者 株式会社馬原造園建設が管理運営をしている宮崎県総合文化公園内において、「キッチンカー（移動販売車）」（以下「キッチンカー」と称す。）を利用した飲食品販売サービスを行う出店事業者を募集します。

つきましては、出店を希望される方は、出店要項及び募集要綱をご確認のうえ、関係書類を提出してください。

1 目的

公園利用者への利便性の向上及び公園管理運営に役立つ為。

2 出店場所

宮崎県総合文化公園内 北駐車場・南駐車場 1日各1台

【住所】宮崎市船塚3丁目210

3 販売品目

オープンカフェをイメージする飲食物

例) 飲料・・・コーヒー・紅茶類、ドリンク類（フレッシュジュース、スムージー等）

食品・・・パン類（サンドイッチ、ハンバーガー、ホットドッグ等）

スイーツ類（ケーキ、アイス、クッキー等）、ピザ・パスタ等

※酒類を除く飲食物（自動車による営業（調理・製造・販売）で保健所より許可を得ているもの）。

飲食品に付随して物品販売も可

4 出店期間

① 第1募集 令和6年4月1日～令和6年6月30日

② 第2募集 令和6年7月1日～令和6年9月30日

③ 第3募集 令和6年10月1日～令和6年12月31日

④ 第4募集 令和7年1月1日～令和7年3月31日

※募集期間の10日前までにお申込み下さい。（希望日は先着順となります）

5 営業可能時間

午前 9 時から午後 5 時までの間

(ただし、7～9 月は、夏の日入りを考慮し、営業時間を 1 時間程度延長しても可とします。 駐車場は午前 8 時 30 分から入場可能です。)

6 出店料

1 ヶ月 5,000 円とします。(※売り上げによって協議します)

※出店日当日及び出店前に雨や強風などの悪天候が予測される場合は協議の上、出店を中止することができます。

※出店料のお支払いは、月末締めで、出店日数に応じて請求書を送付しますので、指定銀行の口座へ振込送金をお願いします。

※また振込が確認されない場合は、次回以降の出店をお断りします。

7 申込方法

出店には事前の登録手続きが必要になりますので、出店を希望する場合は、別紙の出店申込書に必要事項を記入し、郵送、電子メール、直接持参のいずれかの方法で当公園の管理事務所まで提出してください。申込み時の提出書類は下記の通りです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 出店申込書② 営業許可証の写し（宮崎県内の保健所が発行したもの）③ キッチンカーの車検証写し④ 食品衛生責任者又は同等の効力を有する書類の写し⑤ 出店メニュー表（価格・商品写真）⑥ 誓約書 |
|---|

出店登録が完了した際には出店許可書を発行します。

8 注意事項

- ・販売終了後は、現状復帰をしてください。
- ・販売に関する事故や苦情は、出店者の責任として適切な対応をし、直ちに当公園にその旨を報告してください。
- ・キッチンカーの破損、紛失等について、当公園は一切責任を負いません。

- ・当公園内の電気は使用できません。
- ・消火器は必ず各出店者で用意してください。
- ・出店者は、販売中必ずゴミ箱を設置し、適切なゴミ処理（排水含む）及び販売後に周囲のゴミ（包装類）回収を行い、持ち帰ってください。
- ・営業中のBGM等は使用できません。
- ・キッチンカーが舗装などの施設を破損・損傷させないように留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに当公園の管理事務所にその旨を報告し、出店者の負担において原形に復するものとします。
- ・営業終了後、利用人数の報告をしていただきます。
- ・公園利用者が迷惑・不快に感じる行為は禁止します。
- ・営業中は、当公園の管理事務所が交付する『出店許可証』を車両の見やすい場所に掲示してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、国等からの何らかの要請があった場合には、運用を変更または中止することがあります。
- ・出店者が公序良俗に反する営業をした場合や申請書に虚偽があった場合、また上記の注意事項を遵守しない場合は、直ちに出店を停止していただきます。

9 お申込み先

宮崎県総合文化公園管理事務所

【住所】 〒880-0031 宮崎県宮崎市船塚3丁目210

【TEL】 0985-31-1410 【e-mail】 bunka-mahara@mahara.co.jp